



各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ア 代 表 者 名 代 表 取 締 役 松浪 正信 (コード番号: 2359 東証第一部) 問 合 せ 先 専務執行役員 電 話 番 号 03-3795-5111

# 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第47期定時株主総会にて、定款の一部変更が承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、また、同株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

# 1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

### (2) 移行の時期

平成28年6月24日開催予定の第47期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

## (1)変更の目的

① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号、以下「改正会社法」という。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設並びに監査役会及び監査役に関する条文の削除等、定款の一部を変更するものであります。

② 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。

業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによって その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、条文の変更を行うもの であります。

なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③ 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、 監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に 経過的な措置を新設するものであります。

# (2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 28 年 6 月 24 日 (金)定款変更の効力発行日平成 28 年 6 月 24 日 (金)

以上

	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第4条(条文省略)	第1条〜第4条(現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条~第9条(条文省略)	第5条〜第9条(現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第10条~第16条(条文省略)	第10条~第16条(現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第17条(条文省略)	第17条(現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当会社の取締役は、20名以内	第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員で</u>
とする。	<u>あるものを除く。)</u> は、20名以内
	とする。
(新設)	2 当会社の監査等委員である取
	締役(以下、「監査等委員」とい
	<u>う。)は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第19条 取締役は、株主総会の決議によ	第19条 取締役は、監査等委員とそれ以
って選任する。	外の取締役とを区別して株主総会
	の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、監査
	等委員の任期は、選任後2年以内
	に終了する事業年度のうち最終の
	ものに関する定時株主総会の終結
	の時までとする。
<u>2</u> 補欠 <u>又は増員</u> として選任された	<u>3</u> 補欠として選任された <u>監査等委</u>
取締役の任期は、在任取締役の任	<u>員</u> の任期は、 <u>退任した監査等委員</u>
期の満了する時までとする。	の任期の満了する時までとする。
·	1

## 第21条~第22条(条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の | 第23条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに、各取締役及び各監 査役に対して発する。ただし、緊 急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
  - 2 取締役及び監査役の全員の同意 があるときは、招集の手続を経な いで取締役会を開催することがで きる。

#### 第24条(条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役(当該決議事 第25条 当会社は、取締役(当該決議事 項について議決に加わることがで きるものに限る。) の全員が取締役 会の決議事項について書面または 電磁的記録により同意の意思表示 をしたときは、当該決議事項を可 決する旨の取締役会の決議があっ たものとみなす。ただし、監査役 が異議を述べたときはこの限りで はない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については、法 | 第27条 取締役会の議事については、法 務省令で定めるところにより開催 の日時及び場所並びに議事の経過

第21条~第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 3日前までに、各取締役に対して 発する。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮するこ とができる。
  - 2 取締役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締 役会を開催することができる。

第24条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

項について議決に加わることがで きるものに限る。) の全員が取締役 会の決議事項について書面または 電磁的記録により同意の意思表示 をしたときは、当該決議事項を可 決する旨の取締役会の決議があっ たものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の 13第6項の規定により、取締役 会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を 除く。)の決定を取締役に委任する ことができる。

(取締役会の議事録)

務省令で定めるところにより開催 の日時及び場所並びに議事の経過

の要領及びその結果、その他の事 項を書面または電磁的記録をもつ て議事録を作成する。議事録には、 議長並びに出席した取締役及び監 査役がこれに記名押印し、又は電 子署名する。

第27条(条文省略)

(取締役の報酬等)

務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益(以下、「報酬 等」という。)は、株主総会の決議 によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 (条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、社外取締役と の間に、同法第423条第1項に 規定する社外取締役の損害賠償責 任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令の 定める額とする。

第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会)

第30条 当会社は、監査役および監査役 第31条 当会社は、監査等委員会を置く。 会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内と する。

の要領及びその結果、その他の事 項を書面または電磁的記録をもつ て議事録を作成する。議事録には、 議長並びに出席した取締役がこれ に記名押印し、又は電子署名する。

第28条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の 決議によって監査等委員とそれ以 外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条 第1項の規定により、取締役(業 務執行取締役等であるものを除 く。) との間に、同法第423条 第1項に規定する取締役の損害 賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

(削除)

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によ って選任する。

> 2 監査役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、出席した当該株主の議決 権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以 内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。

> 2 任期の満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役の 任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

- 3日前までに各監査役に対して発 する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮すること ができる。
  - 2 監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査 役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

の定めある場合を除き、監査役の 過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常 勤の監査役を選定する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の 第32条 監査等委員会の招集通知は、会 日の3日前までに各監査等委員に 対して発する。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮 することができる。
  - 2 監査等委員の全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで 監査等委員会を開催することがで きる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段 第33条 監査等委員会の決議は、監査等 委員の過半数が出席し、その過半 数をもって行う。

(削除)

# (監査役会の議事録)

務省令で定めるところにより開催 の日時および場所ならびに議事の 経過の要領およびその結果、その 他の事項を書面または電磁的記録 をもって議事録を作成する。議事 録には、出席した監査役がこれに 記名押印または電子署名を行う。

# (監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令 第35条 監査等委員会に関する事項は、 または本定款のほか、監査役会に おいて定める監査役会規程によ る。

# (監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の 決議によって定める。

## (監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、会社法第426条第 1項の規定により、取締役会の決 議によって、同法第423条第1 項に規定する監査役(監査役であ った者を含む。)の損害賠償責任を 法令の限度において免除すること できる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、社外監査役と の間に、同法第423条第1項に 規定する社外監査役の損害賠償責 任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令の 定める額とする。

## (監査等委員会の議事録)

第37条 監査役会の議事については、法 | 第34条 監査等委員会の議事について は、法務省令で定めるところによ り開催の日時および場所ならびに 議事の経過の要領およびその結 果、その他の事項を書面または電 磁的記録をもって議事録を作成す る。議事録には、出席した監査等 委員がこれに記名押印または電子 署名を行う。

# (監査等委員会規程)

法令または本定款のほか、監査等 委員会において定める監査等委員 会規程による。

(削除)

(削除)

(削除)

第6章 会計監查人

第41条~第43条(条文省略)

(会計監査人の報酬等)

会が監査役会の同意を得て定め る。

第7章 計 算 第<u>45</u>条~第<u>47</u>条(条文省略)

(新設)

第6章 会計監査人

第36条~第38条(現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、取締役 第39条 会計監査人の報酬等は、取締役 会が監査等委員会の同意を得て定 める。

> 第7章 計 算 第40条~第42条(現行どおり)

### 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第47期定時株主総会終 結前の行為に関する会社法第423条 第1項所定の監査役(監査役であった 者を含む。)の損害賠償責任を、法令の 限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。
- 2 第47期定時株主総会終結前の社外 監査役(社外監査役であった者を含 む。)の行為に関する会社法第423条 第1項の賠償責任を限定する契約につ いては、なお同定時株主総会の決議に よる変更前の定款第40条第2項の定 めるところによる。

以上